今治夜話

三

ル 4
2068
2

今治夜話巻之三

戸塚政興撰

○城中蓮堀之蓮之事長溢公御物語之
定房様御代ニ本ハ被遊御成脊戸ニ而御酒宴有
之其夕方大坂便到来ニ而致 御付並ニ蓮ノ實
下りけれハ直ニ此堀ハ蒔へしと御尤く御側ニ
面ニ草履ニ蓮ノ實を包ミ袋りしこと投入ける
と咄候へ由なりと云
按慶安四年辛卯四月 御成有とあり
○山里口御堀ニ芦かしかとへ又蒔られし処

山里様本國院様之御事御代難波の行幸の蔦むし出來よ
せ給ひしと云

○定錬様本智院様御名御召領卯之花威之御具足を
御兜戸塚先祖加条氏吏を救ひ功ありて謝
礼として氏直着用之兜を贈る此兜古助大夫
政次之代迄戸塚家に所持せしを　太主へ奉献
兜六十二間ノ筋冑内に氏吏之御兜政次ト銘有
御兜作銘寫
相州住人信家作（花押）
右ハ養父政徳自記ニ在り

○江島長左衛門為信先生ハ日向國飫肥之産也
初ハ海老名氏後改江島氏
定房様より定陳様迄御代々勤仕し御政務法令御
軍器等改正ス太田道灌流を軍師之古傳と改正
しく持資末流と云意ヨリ持末流と号令世上に
江島流と称するもの此改正之書之と銘ぶ也
の諾

○國分村金光山國分寺古背田様しく今ハ伽藍
の礎のミを残り側に纔のか院跡り是今の國
分寺也

按四十五代　聖武帝天平九年丁丑諸國建國
分寺と年代記に記されたる旧跡ありて是と
云彰傳へも少し

○國分寺前東ノ國丈服屋刑部郷義助之墓あり
新田義貞戰死之後舍弟義助蒙
勅命下伊豫ニ而病死事ハ在太平記
南朝之江嶋爲
信先生玉垣を造り石灯籠二基ヲ寄附す予一日
國分寺ニ詣此古墳を拜す爰彼寺ニ服屋郷を縁
起一巻を見る爲信先生作也與ニ詩二篇あり外
ニ一巻の詩あり如左

江嶋爲信

藜杖吟行石徑幽林鬱雲水幾春秋當時遺跡莫人
訪蕭颯松風土一丘

豫松山大高坂清助秀明

梵刹蕭條景物幽英風義氣更堪秋北軍蹉跌南兵
差千歳窮哀一古丘

右一巻

次韻　小序略

佛日山圓光禅寺卍嶺叟秀八

惟義惟忠絶勝幽獲麟句似筆春秋利刀用了無端
逝惰笑埋成草一丘

同前

切重武門照遂幽亭究豈可記春秋随機座行涅槃
図信足蹈鼐至弘丘

郡吏西山文大夫永友

詩賦揮毫幽更幽才名只独重千秋持鎌遺跡為吟
詠臨似松琴奏壓丘

右三章一巻

○為信先生ハ浪華梅翁（天満宗因トモ云）の門にて誹諧
十百韻に宗因の点しける巻今尚存せり其発句
に誹付

身は風家には嵐花は名
春雨は古市駒化人ゆかへる
大酒や夕邊を訪す花のゆかりと
きりねし八幡太郎郭公
是や彼嵯峨中の陽炎尾花
うけ持や花は清書月は新
女郎花うしとみてつる紅粧の角
飛竜天は有明の月や額に玉
数寄のかゆひ宮く河豚の汁
雪は武火燵あるのか奇妙

右先生の作今治よく名高きものゝ又良夜の句
とて名高りきハ

山　水

上に月通り雲に節あし月も徹

発句の外に山海瑞酒孫瑞今治長着考し学戯作
さ因し有り先生浪人之内の御作に摘兵庫記
の評論しくもa一冊作く本出に通り長澄公先年
求武くく古本中く見出し有く求え多ひし板
本也

○河上安国物語に江島毅ハ日向伊東家の大目

村役ノ人之娘なれハ叔父の方北縁によりて彼
御家の帳面を求て御仕法改正しられ先今の諸
法式諸勤定法多く此伊東家と同しと云傳ふと
之其帰に語りけるハ
心光院様御代近中古之諸役物紛乱ありしに由
改正時分に佐と木代に古来之本行帳有りける
の下行帳是之此出并ハ治手入らる古来之通之
とゆひし其帰に語りけるハ佐之木壽永院とい
ひしハ賢女也けり常に古帳紙を好之て大坂など
云下して見られけるが又彼家より書写しと笑と

之
按足ヲ付く承政公の御物語と思ひ出るまゝの
詩なり寿本院様ハ康承公歩行様ニも成玉
へハ乳を含ませ玉ふニも孫ヲ上ゲ玉ふなくて御
乳を好くと乞ひせて後勝ヲ通付て含めされ
玉ひしと康承公の御物語なりとぞ
○江島為信康郡ニて病氣大切ニ及ひし江戸板
文気ヲて出殿し御座ニ言上しける玉ふ者り是ハ
陪臣しなれともハ岡部吉左衛門を御家老職ヲ
兼職へしとの吹挙なりしと云傳ふと承政公御

物語ありき

辞世

寸衷誰愬足青天勲績在成恨百千獣骨雖埋泉下
土忠心義膽在君邊

高峯院徳巖玄行居士 元禄八乙亥十月八日

いふ人の哀ともえよ松陰の石ニ為紀名の残るなりけむ

江島長左衛門為信

○三好か三條傍親りの語りニては前ハ御家中ヲ
葬式ハ龍寿院ニて送りニ参る国ニハ吉例ヲて
も供の男ヲ若提燈持せし小路を通りの仕より

近きに至りては其変知りたる人もなき程
に成りけり華武ハ家督に及ぶまでといふ古実の流
りけるもややなかりしとかや
○岡部太郎右衛門 七百石 隠居名三友御家老職也其
初ハ御次小姓の時御馬役に移く頭中寵にて飛
由りて馬術習ひたりといふ実に動きて心得の
深遠ひけるものと隣公御感ありし
○三友翁ノ在職中ニ石井村の百姓方ニ伯母の
績きあたり戎年の不作にて御勘定所よ
り岡部氏ニ心付なく居力なしとて則五十俵の

手形認めて為持参り候ひしの伯母例なきハ
不興気にてありけしかハ差上も存外と思ひて
俄に王振子さやうに點然としてありしが再百五
十俵の手形認為持参ハせしとぞ此分ハ伯母も
機嫌直し心強くてありしとぞ其も御公御感
深かりき
○鈴木政右衛門は物語に出て云ふ学者助大夫と云ハ
戸塚家二代目にて其代に久松八右衛門と不
和にて番頭不通成しが御用所にてハ松平にて齊
しのみにて挨拶も何事も門と出て向ふ時ハ双方

黙礼もせずして年来懇意なりし哉無御加大丈勤番
出仕前田勤せしが八左衛門は大病にて有しを
見舞に行く戸入て對馬守助右衛門日常は不通
の中にはとも此方出入致しには我手前にて
上ゝ様御為の御為には容体を上には不忠に
ては假之後越にはなれば容体心に届ず請て呉
なる八左衛門も甚腐りて用を済し物に右体の
御家老方之上へは拙者お頼くも安堵えと大将を
江戸にして又云此助大丈は家督振舞せし時わ
代に願ひあらば證文を容の目前にて焼て流せ

ありと此歌語有き
按政辰云の子は篆字ゟ文肓にしてまだ廿二三
歳の時四書假名付にて調を續後結城形を
師として謀書学びなりし事旧記に見えたり
○旧記に政辰細工に至りて錺を持ち府中都筑善五郎
山田宇右衛門と鎌田庄右衛門とあり
按政辰翁俳名洪牌庵地と号し瓢箪形と加
ふ小牌一枚政寅公に仍り一枚は養父ゟ我方
に持傳へたり 按ずるに木氏は瓢箪形の木地類を
曲肱の二字を彫りてあり是政辰翁御作戸塚

家を損し出頭乞之と政當也悔候之
○兵作安国物語ニ昔ハ大川普請ハ家老中の指
図ありきハ右兵作ノ度出手助大丈夫土手と云く
ありし先年大普請の時皆ニ取除ケて鳥生村ニ
上ミ手ニ水ワく押寄せ百中河原者く畑物作
りしに丈等も皆川ニ堀く真直ニ付ケて水勢の
振子共ん番村者共呼出し候所の所ハ何所くも
勢北第ろそと廻りしに見と云心得ニ成へき
事ワ若ありし先角ニ曲りは水先の突当て
水勢強く成ニ決して其出ニせば右勢強くして

早く流るると存之しと云大川普請初ハ河上儀
右兵作又兵作云作付後年ハ林田丈夫三ケ年も大
川へ出張りし諸切くの普請なしとて
按大川普請　定基様御代ニ始り
定郷様之代中普請なく
定休様御代ニ至能瀬堀者之れハ明和中岡村邊
サニ切せり後ハ水難ハなく近年ニ至り瀬
堀も満年ニ来くも川ニ堆き石も砂利石顕はく
殊ニ砂斯て畑田も瀬堀筋ハ瀬末川ノ川
なく流れ水難ハ昔御実ニ有難き由風聞成

○大川宗山播ニ而出役の面々従御城粥を給
ふ香ノ物を添へて給人々には焼味噌を添へ二四角切
く切目ヲ細ニシタリ添ふ是は陣中ニ而味噌汁を添ふ
の替なると人の語りき此日の小屋掛は陣小屋
組ハと云棟割を間半の作庇ニて苫葺篠簀囲ひ
に塀丈に掻揚り砂土ニて築を成し縁に莚を敷たり
へとなりや

○河上氏語るに茶洲の邊古墳ノ地を堀くに川辺
し時枯骨出したりしに大兵ニて腕と肘と連綿
しく彫入たるのめくれたるしと思ひて不離皆毎
の骨とかは長形異なると云ふ

口上之覚　白石多之掾事

一安心様御初入ニ而翌年寛永十三年子歳伊豆将
江戸出田島左右衛門様御組下ニ而相勤候の
一安心様急御用ニ付道中廿日ニ江戸へ御遊ニ
越ニ節伊豆将ヲ八人御供ニ御付ニは久々を情儀は
大坂ニ而御曲録箪笥預ニ御付随ひ遂若仕道中へ
色御用ニ而御付云帯之勤候江戸ニ而褒美被預仕
翌年十月御帰城御供ニ而有馬国当月ニ嶋原ニ
御出陣有りしと云ふ

一島原一乱ニ付御使者として鈴木又左衛門小
貫清右衛門揆田島左右衛門揆ニ遊御越ニ付見
候処揆人数六拾人ニ御付候而真部右江戸御供
廻衆人ニ為休息被遊候際夜之久左衛門口情ニ
二年頃之願申上候へ共御笑届被成遅ニ鳴
原御供蒙仰候事
一揆嶋原数万ニ右衛門揆申見分ニ被成御出兵
部衛馬縁離レ不申候而
一鳴原蔵ニ而部手負死人数多中ニ久左衛門を呼
致申若狭ニ見申候へ共水谷忠左衛門法施ニ而申

討倒ニ候ニ付清右衛門と同様ニ送り候ニ付
採取申候而眼を覚し忠左衛門を呼り跡目の儀
笠肩又引掛置候へ共死人只然ニ而中ニ分抱
難儀ニ付杉部右衛門見之見届ニ入候而討り
つき小隊ヘ右連差遣候けれ共御働左衛門
揆の眼前ニ而七八人切伏申候事
一右左衛門揆若ニ而遊候御同年二ニ城内へ
出来申候成證き正働源右衛門十三ケ所ニ而手負
成候処年月相叶不申候ニ付久左衛門家来両人ニ
介抱久左衛門申ニ而死去候へ共城門開り通

候無之石垣の崩レ少寄手込申候間
殿様御使者手負之侭大音ニ御断被出陣小屋ヘ
被仰ヶ候
一久之助儀雑人以上十八人切伏申候處手之ケ
所負申候委細被成御様子承知候内之後一ヶ
所上被遊候
一鴻保蔵織以後　殿様ニ而御進退其之儀委敷
承知之若者吟味之上久之助儀也必々可被成ハ
扨小早ニて先達而被为久松彦之助様気之毒也
之首尾申上候ハ

殿様よりも可被為御召之由御赤丸之御白砂被
仰出
安心様於御櫓側　御直ニ御尋被遊真ニ言上仕
候其方儀も申上候様とと　上意ニ而被為仰ニ退
キ御側衆様へ十七八人切捨申候由申上候殊外
御感被遊難有存候事
一松島原の如き事ニ付御歩行侍ニ御取立可
被下由久松彦之助様被仰難有奉存候へとも
此段御免被下候様辞退仕候へ共其の程　御懇意
之義ニ付何とて右様ニ申候哉と被成御尋候ニ付無

調法者殊重筆ニ而御座候ニ付其上御見懸ニ而罷在
候故此度陣場ヘも罷出候此上覚悟とも被遊
御意候ハヽ欠落可仕由申上候ヘ共御笑被成候
而其後御笑之躰被仰付候幸相志ニ罷在候得
志所之配仕候様被仰付同心役相勤申候御用
時節ハ合沼ヘ参申不及候由実ニ　御懇命ニ而
此段少許之事

一極老之頃成候而役儀難相勤候故　御免被遊
被下候様ニ奉願候ヘ共被遊御聞届此倅白石権
左衛門ヘ跡役被仰付久之丞儀も老人扶持被成

下御奉公御赦免安楽ニ罷在候而冥加至極ニ奉
存候事

一右之趣祖父久之丞より私親権左衛門ヘ語伝候
由私儀常ニ承之候如此ニ御理候得ハ右十方ニ
ハ御存知候ハヽ委細之義ハ書載不申候此段宜
敷御披露可被下候以奉頼候以上

正徳五年きのと未　白石久之丞
七月六日　直

松田重左衛門殿
小原喜左衛門殿

右之通ニ仕来七月廿日ニ御会所へ差出之

一私親白石権右衛門儀武御願申上候ハ祖父

名之清旧記差上候様と右御書出之通ニ仕早ニ

差上申候事

一殿様御内　城兵遊御留守

御老中様

一服部主計様　戸塚平馬様

江戸御供

一毛利右衛門様　江戸家老　郷九右衛門様

已上

一御用人様　多賀孫右衛門様

江戸御供　江御奉行至

和田市右衛門様　西山文太夫様

大横目様　江戸詰役

堀江七太夫様　末松傳右衛門様

御目付　下目付中

原　要助様

右ハ白石ノ手加筆之

按一説云寛永十四丁丑年島原一揆ニ付板倉

内膳正重矩（一書ニ重昌）様ニ而登向為ニ而見廻小貫清左衛門
藤江作左衛門差遣其後松平伊豆守信綱様へ為
御見舞田島兵左衛門鈴木又左衛門杉山三郎大
丈田横佐助差遣ス白石久左衛門病死時之云ニ又
小泉室勝云田鴻兵左衛門鈴木又左衛門与人初手
ニ云者小貫利右衛門田横佐助杉山三郎大丈藤
江作左衛門ニ而同月ニ四人云者右之島原小笠原
右近将監様御陣所を云者石火矢十七挺云者と
労候よりとく

○島原へ行し物語六紙其ハ今ハ有し情哉此内
の鈴木又左衛門（百五十石）といふ長島御譜代ニ而内ニも
見之候ヲ此又左衛門島原へ持し鑓ハ成瀬又左衛門
方ニ有之小成瀬候とりと成瀬方ニハ鈴
木又左衛門か鑓ハ出物ニ成りし刀有りと語り云物
語之予或時成瀬又左衛門所持之鈴木ニ強而望
して一覧候如図

穂長六寸四分三角穂裏ニ樋有り（朱入也）
銘ニ　城州住下坂藤原一茂作

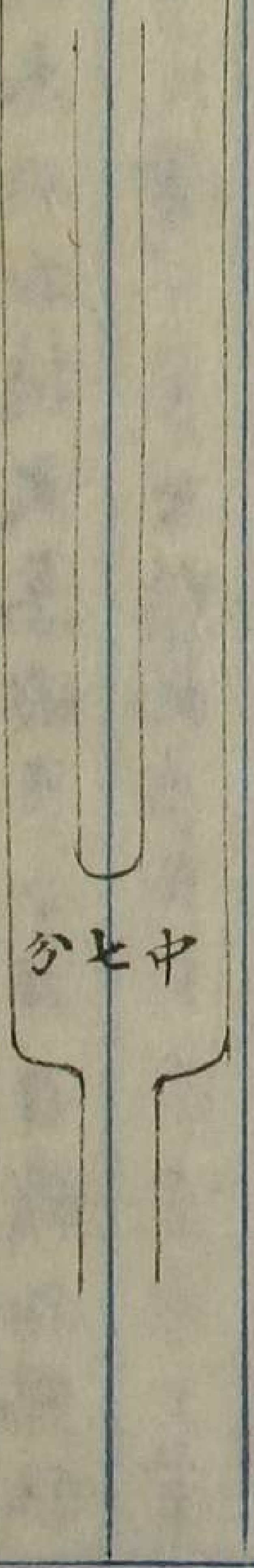

○竹本平大夫の所持大高源吾之刀白鞘物無銘
細身直焼刃と覚しき大鍔物長弐尺六寸斗と覚
中野濃語助指料に焼付龍之国貫大高源吾国貫
之と云
按誠忠義士實録に泉岳寺菊信恕義士之諸具
拂物にせし事将之として本山之備にし追院さ
せ人と議せしより拂物にて其縁を家にても
傳はりしや當ぞ哀
○元禄十二卯年二月朔日拾二丸 二十枚
本智院様御諸納に遊しし鑑木康永出 一歳 七十 土撫

山久大夫松伊左衛門大御門土橋ニ而猪を出
會米松を踊りる米松御仰を倒る猪怒ニ飛懸る
所を西山ニ透抜折ニ二刀切る猪うろうろん土手
を越し海く切る岸日御中町方連所猪五六折殺
そとぞ云
○享保十乙巳年十一月十八日に佐々木氏門内
下雪隠にて山下理助 氏明後 伊左衛門 狼を鑓にて仕留し
とぞ
○安心様寛永十七庚辰八月十五日為讃州高松
城御在番御出船御供御家老戸塚助大夫久松八

たまへるより三年由緒ニ付高松産物之鯑子
御献上有之其御流例ニ而今以毎歳御献上之と
云

○岡部氏ハ高松ニ而針治ニ御抱可被成處以
辞して不仕其願之息男を被召抱被成次小性勤之
由是元祖之友翁方也

○安心様正保四丁亥七月朔日晩長崎へ黒船南蛮
船ノ着津ニ付御国ニ而出張之事従松山為知
到来同三日御手廻ニて御出船ト云々戸塚助
大夫御供従長崎諸侯様方并諸家之重職御呼寄

本端中為御褒美御納矢二手賜之と又銘長政亦公
御若年ニ御出千而見物後山路麻三之丞新御矢
倉之所作を餘多の征矢誰か射るよりても又と眉
られハ吾之彼ノ矢ハいかれが射るといひし也と
一ト勢眼ア氏ハ松山侯口ノ姓名忘失なり又麻
三之丞射藝由所望ニ而一丈五寸的拵射られ端
中せしと錦水公由物語之
按麻三先生ニ術ハ人も許し我も許しなると
いふ御方の故之大言のぬく端中する名筆の
士必戯にも我藝のほこりて大言有一つくしは

無用の雜物持参物を餘分慎むへし

○元祿十六未年九月朔日御家老中より組々へ相

渡し候書付寫

一具足　　一鞍皆具　　一具足羽織　　一股引

一持鑓　　一指物竿共　　一陣大小　　一幕一重 片幕ニテモ

一用金 金子ハ百石ニ付拾両宛ノ積当暮ヨリ百石壱両宛可出候事

右ハ諸士所持可有之御定也

○鉄炮作ニ大工ハ切レ物之味鉄ハ知て居るなり

士としてハ腰物の味不可不知との事也

○山里様御代正徳二壬辰年十一月廿九日夕西

方之湊江警固之手段之會議之席へ罷出候處之

○此方様御船組松山様御船ニ先くしと於松

山家來附之ニ付船遊御立腹警場ニ御届之上儀

ニ何之地ハ船遊御務先登之御心掛のニ付由

此時御船幕御紋所松山家と為ニ混擾ニ付士之

掌ニ筆しと云ふ

○船井樓取立しハ種揚御惣左衛門の先祖之と

云御出掛ノ御船中於筑前沖依之本堂之進小寺

武左衛門之者御小姓元服之御付候と云此外之

事共も多ク候長崎之船之國之圖近年政富翁思

附ハ其道之御衛立ニ画せしり已戸塚翁か物語
左之
○本智院様元禄十一戊寅六月廿日備後国福山
城（先主水野松之助殿早世嫡子ニ付御絶）御請取拾万五千石之御役
高ニ而御勤有之候旨於東武ニ蒙　仰七月廿三
日今治御着御行列之由試ニ有候廿八日ハ山下伴
大夫前ハ土手端戸塚彦大夫（後政盛本馬）前ニ人数扣
指揮銃前押通大門ハ左少将端翁家口ゟ出丈ハ
上ニ而筋ゟ指前支ハ山家往還御場限之口御入之
ニ而夜ゟ八月二日人数御城詰ニ持候由之通押

通松山往還ハ就之口ハ御陶之ハ
致極御出立御羽織ニ襦袢之御立附出家之ニ御
供方黒天鵞絨ニ候得之候而同六日大浜御出船九日
鞆津御着十三日福山御着同日城御請取同十五
日御城者京極遊致極く少引浦口日新御出船十
六日今治ハ御城着之進し候て
○一番太鼓ハ和田甚右衛門と云ふもの筆公家ゟ供
其つけひ傍人しハ此習錬ニ勝てうらのことわや相
頂迎ニて乗組試人として御原之舩毎の大さを画
しそれハ人夫等をと入く可之試候由之ま有り

行りさり候得ハ是までハ如何なんと気遣ひし
又其頭に成ましは左なくさうしと涙ながら古
人の物語なりとぞ
○町奉行江島氏ニ遣ハ大坂ゟ鳥具屋等下
りて居ども町家中思ひしく又調物しけ布木
綿類ハ尾張ゟ壱人来りしと云事也
○三上重遠（字平太後新左衛門）物語ニ福山ニ住寛月（正九郎）
室倫ハ皆籠ハ桐木之庭とぞ入輪と志けし
りけて馬塩ニ用ゆらし 工思物之後ハ如狭茶釜
其しく茶蓋まで用ひ居る由 此法師彩役頭中ニ

も一人有しとぞ
○宝永四丁亥歳十月六日
定基様駿府城御在番ニ付 御役高三万石ニ
而御役持方ハ三万五千俵ニ成候処御供上下
九百人ことゝいふ 此時ニ御老中様ゟ御沙汰ニ付
扶持米ゟ形之内俵数不足ニ付之由 北面守居多賀
新左衛門江家老中ヘ寸志ヲ述 公儀ヘ可申達
申ヲ以而評議之上茂却而御為ニも不宜ニ
も可相成哉と差留ラ過しか 新左衛門ヲハ俵数
減ハ而後ニ御加増様方之御例ニも相成候

御家の御名も汚さゞる之とて切腹并土屋杢
招き様く誘出指を殿下に而御指筆取ニ而間違
し由ニ而翌日御書替出ニ而其節土屋様にも申
秘美ニ而御意共有しとて勤方ニ心得之と古老の
物語之相州月朔日御暇十九日御発駕廿三日御
着駿府廿日松平山城守様御交代方　御入城ニ
十月四日未上刻百年来之大地震御城大手前御番所
し鉄御門冠木門落ル土橋廿ヶ所石垣崩ルの三之
御門時掛御大坂邊御家様数六百三軒倒致を
并ニ而軒死人三千六百人余死を悉と申并三千

人余と申ス也駿府廿三夜揃り四通町場へ押出
ル所大小百廿六艘大坂御城内外石垣破壊毀及
申之十一月廿三日富士山焼出し廿五日三刻ニ
焼之上ル大ニ様爆出丈余ニ火柱と立ち如く
ニ駿城より御日八方へ之電光見る成ハ云語ニ
絶えと云鳴ル音の雷とうしくと響き戸障子
もんしくと響く十二月廿日迄焼なりとの而
駿城御社ニ内或時御門脇之御玄関石土ニ小蛇
廿足余く現し立て巡らせ之れハ丈さ地ふく
車中ニ雲起りて巡りて地ゆ近付く所まひの

女男等走り候く当ねれハ者見物せしの余りヲ
雲井迄参り候程ヲ畏まて水屋ヲ川入り候星移
大雷して大雨車軸を流す皂て所謂龍ニ天上せ
し成りしと語り候ふと所見
○寛基様享保七壬寅年六月廿三日大雨洪水大
川御ん西ノ門押入三ノ丸大御門土橋切レル所ニ
破損申　御用所ゟ船有て所々土橋破壊ニ付殿
ニ近く
殿様ニ遊　御城労以大御門お切口所家中ニ面
ら御離ニ錢ニ拡　思召以則たく通出来

六月廿七八九日ト三日之内廿七日　百七人廿八
日百二拾人廿九日百廿三人都合三百五拾人役
ら出来然ルニ又七月十日大雨ニ付取繕ひ候
悉く破壊之事人[illegible]しも為義許右　御家目立も
於て為見分被出より七月十二日
御着城有り享保九甲辰四月ヨリ七月朔日迄大雨
朔日大雨川水ニ来百年来之旱魃也同八月十四
日初四時分俄ニ高汐諸ニ上ル事前湖ノ五尺余
町方浦ニ大破之丸ノ御天守所ニ四五
寸別ニ大風大破晴天無風也古今之珍事と云ふ

年少乎西國務ヲ早損くと傳ふく
右駿府尉以下永政公存せしものゝ語り有りし
て往日語りて年月を記し侍るものゝ記録
永翁の日記に委し
○元文四己未歳正月十七日鑑康永翁辞世年六十
一葬國分山號了心院碑世其碑背
四十余年仕錦城行年六十一迎春山花開落
人無識不怒不咎終一生
春秋といく代経ぬらん山陰の草むすの
なくなりまれし

○鑑永政公の幼かりし時杉原院の松本寺にし
く打まじりて人に見られ給ふ公も友達打連
く出越なしくニ様々の松の上に登りて遊びまうてくれ之
登りて院主の如くに見ゆる中に公は
中さかりハ此松の上に打まじつるとおもひしや
と有れハ天狗の蹈ぬくはすて打見はいやく
天狗ぬきみ嫌むとも打くきやうかしいかく
とりまうり時然うハ雄の猶打くはすと答へ
ハ打く斉才の児哉とて殊の外に感しりされ
か後人ここも語傳へられしとそ人の傳りき

○雅亭壽禅事ハ政流京都ニ引越ハ廿年よ
ともり中院内府公より奇道御伝授有りしとぞ
松井幸隆と云ハ地下の宗匠として政流門越ニ
付今宮の何某 諱名ヲ忘れたり 方へ文通ニ此方政流手紙
地くま向しけるハ念て和哥三神の奏にて御門合
せさせおそ居れと称誉して越しけるとぞ此跡
公御諱之持養父勘解由左衛門外山武時三
後ニ去和哥の道く武術ヲ為すハとて和学
の書数多く伝ふ求氏御撰文預けしと政流の人
ニ好事も有し周の其時ハ何ぞの名有る何の書
取出し給ひけれとてそこを見るハ御そし其書ハ五
文字のミと書たるもの有れハ五哥を知り付し
たハ餘人のうゑへきものにあらずとそ
按享保十五庚戌十二月十七日 政流第四世
生号 雪巌良清居士
○宗甘権左衛門光似ハ政流の人にて今流二代
の宗匠之 三代目ハ江嶋勘之進秀親 先生也 手蹟
一色一雲齋伊勢書女曲預りたりしを藤原丈右衛門
信就ニ為譲 和楽ノ両人ニ曲預遣されしが近
年此道政術志し此道ハ受續く廃れたるを起

作画し

○木村正宥（號彭祖 號医）之とふハ所用人謂也謂之と

りや医術ハ古林見宜（名臣）の門下之木村二代目

初名ハ正俊後作名と文度と號ト改

本國陰德の所出姓之或時松雲母

後乃孫由蔓内之所家を居者射古江山と観て

と正修豊か子ら此文句の内にハ丹後丹波の堺

有り鬼の城ありといふ所を致りて心付て彼の國

の境有りと観行たり　然和の穏戸称美なりしとぞ

正俊於明名簾の所に知節しと之觀世織部大丈

の妙手にて謡曲とを鼓を能せ乱し傳て余皆傳

添し人之と作者乗乃正之物語

○木村か子孫正胡陰居して蒼山と号き隠中の

仮山せ文名ある明和中のあくしの趣向之圖を

雅鳴多ー之をと夢邑義を寫さしめて都の名た儒士

山田精次郎清宥（息男 進師 勝之）其物を題名せり芳楓

樹義竹林大刀梁小刀梁抔なりし（余ハ志 にて）此圖日野

三位（御諱 叙一位）資枝ハ之御作文子秋庭の記一軸

木村之家ニ有り蒼山常に狂哥ありと有しか心に

間待ちなと此哥も好みありき或時自分作の傳

なるされば額に丸鏡を掛て雲間の月のごとし
るまて書付られ哥生涯の紙なるべし
眺まれば爺(ヂヂ)父の額こそさびしけれ我身獨
是此年ハ何ごと
○享保十六辛亥歳諸國米下直古米ニ越多し
公儀ニても亥歳方無之川筋々仮蔵被建諸腐て
亥歳ハ大坂へ廿程万石余町割ニ押賣被仰付
方ハ腐米ニ成今治米壱俵ニ付銀廿六匁ニ而
翌十七壬子歳雲蚊等と云是有之
当郷栖七月十一日御物入御着城十三四日江戸

古今無之虫付之小松西条松山迴喰尽今治ニ而稲
ハ六月廿二三日より喰始七月十五六日最盛之稲
虫抑土佐より起るとも苗年飢饉日本三分一不足
之木作之ニ十月江戸御下知中国西国四国稲虫
附皆無之付参勤可被成御免ハ一ヶ年分し
而ハ其義ニ而拝借金被仰付ハ一万石ニ二千
両二万石ニ三千両四万石ニ四千両六万石ニ七
千両拾万石ニ一万両拾五万石ニ一万二千両廿
万石ニ一万五千両廿万石ニ以上二万両也云々
十月十八日国米御用方力何部伴蔵参○同心而

人今治并大洲松山西条小松役人長百姓迄も大
今治ノ様子ニ而も今治を潤色しけりとの
也十一月末御囲米八艘有之五万石也と云々諸
家ハ之四不足今治五千八百石金三千両御拝借
云々去歳米廿六匁今年七拾七八匁ゟ八十匁程目
當廿八九日百目也云々大坂難下直ニ而石ニ付
松山辺へ飯米粉ニ而糧ニ食物と付云
之當年ハ常ニ遠五六合食ニ着き致し候今治領
納り高壱万二千四百五拾石と申候處内籾種
三千俵百姓ハ云々申し由飢人助米人数壱万七千

余人一日米五勺之五勺ニ而を木助藷布ケ宛配
下足ニ而助ると云塩一月二合宛配下云々宇戸
郡ハ米壱合宛配下百姓共御境木ニ御名を拝せ
しと云
殿様御入部御儀式雖未済為人民生命御祈此節
雲井ニ青木社ヘ御参詣有之七月十九日也恩御
内證ニ而御餞ニ現在小雨降人民奉感激出気色下
衰微と云々御家中人割扶持慣御人家内六人ニ
ハ半扶持宛家来給百石ニ付壱人扶持ニ而石給人
給人拾半扶持中小姓家内四人ニ宗ハ五俵宛給

士堀家内三人を案ハ盆儀究下行首と云こ
岩井孫八物語ニ国分御廟条ニ行掛野ハ白穂ニ
中ニ秋千山ニ過二ヶ坂青田首ミて御座てハ是
も付く成て首しと之雲散の如くと云て野分虫
之ありて毎夕行燈く来る坂ニ稲虫之唯野分なり大
害となりまたり或夕御用坂ら呼出ニあてそ出候坂
中小姓等十五人之ありし町方家毎ニ米穀高をそ
押ニ認して土蔵絶て等く入ると印判ニ封印附
由頭ニ申成候段ヶ将軍御張紙可差出旨掌
作意堀所ニハ是かり家毎改候内て或ハ床ノ下

隠居も首をそ等蔵入ニして申頭を来をも我
も此役勤しなとて
按此丹木全あり と思ふ
○今井弥左衛門（俗名外凡）物語て寒夜て飢寒ノ者ニ
味山寺閑庭て習し哀なる事人しつと此年ても
多出移ハ此ゞ妙きしく人こ思はしてホの紫
草の紫と製し交てなく ゝるゝ吉本て上形ゝるハ
山椒（ホテン）腸（ハラ）来あ多移て交る時ハ製こ不及甚く相撲ら
るゝ之とりしめ 世ても昔ハ珍らしとて

奥さんハ松葉楼よせ鍋と焚き物屋の亭主とせ
それからしき
世の中ハ茶粥白粥赤飯かハおの三界とられ
ののきん
○国民ぶんつハ観世流の謡人之家賀として或
歳菊月に西山文太丈の許（諸流不残）にて張子備用に行
かれハ諸帳面引越しすね中を居られしか張ら
ど咲く初も安きくゆかたとて債券ね諸般なおそ
来り出ひつれ我かく音頭家流の世話して持せ
しも酒十ツ膳盛りとて共に酌かりしも一番諷
ひ出ハ我鼓打んとて打つ諷ひつ張備かりて勝く
御りしと出来栄くれるとて
按此西山氏ハ尾道物諸家取寄我土蔵に入置
く此家中に用意ともしれるとて小鼓の上手
くと咲く
公儀より差出し場之伊豫国繪図ハ諸家振分
合法ハ受取れる金備仕立てるハ様水羅之と
かれ
○猫丸ら先祖ハ御旗前なりしの或年
安田様御祖母さま料理方に遊御覧しに刺身の

大将を抱着まて海へ入て沈けるを此時
伊庭五郎進みて御召船を徳寿丸とかへし是を
表して徳丸とハ名附しとそ
○須鴻郡右衛門ト云ハ真貫流の捕縄の法ぞ
やはらかん居合の稽古又戸塚へ常に来られ
ける戯に云やう我を畳の床にて押伏弟へ投け
くるもんと畳上にをそく転びをとに畳手りめせ
く大勢にて押かさね此方に俺く成し時宮ら始
めりと云ありしを若者ば畳に?ゆりて網りて
ハ屏風の上へ飛上りて居たるを皆人感のうき

て衆人ぞ
○武田良太夫大坂にての籠城の節御旗の所と
五郎左衛門町と云此所ハ青土橋五左衛門中塚の屋
敷と山内小左衛門児島屋敷両人土橋ハ合戦して
山内ハ賀人之透根なれや五左衛門と討果し其
身も死骸を上りて切腹しけるとぞ備此節ニ付
て先年白石欽左衛門大坂辺ニ四柏語て或夜彼
ノ町にてどんと云ふ音して起ると呼ふ声のし
たる様な人を切ると聞え思ひしりとも何事
もなく夜明ても何事もなかりし思ひ出て昔の事

忍ひや串りてうくる事なりつるにやとあやしきと
の沙し
○将監様御代川路といふ者有り野邊御出
に御供してゐたりしが何を仕て入御覧ぬと有れ
姿を積か蔵前を黙考挑燈を出しく其の如く
ありけるを後は川の陰ありけるとて却而幸なりけ
あはれしとそ武田物語
按将監様とハ山里様之御名也御隠居翌年享
保十八癸丑歳二月五日御名跡ヶ由様え御改
後年将監様と御改被遊し之 延享四丁卯正月廿日御草名

川路か立帰るを無故妻さへ手討にせんとせしか離
別せしとそ此事なりしや其後御暇を下されしに退
き漁船に乗て湊の濱に波待しけるに暁に至
り潮やすらかなりし折から一人の人は遊と取ん
とて来に出てサア取ルぞといふは細の所をそ
取りて居つけるか小立帰りて召捕るると出向
きうし心得ぬといひつ彼一人の所を切伏
せんか肉親に將方の社人祭合ふしを足も手
を損せし小立帰りは病に死す其後田浦にあり
巌上にて櫓りして腰りけるに在と所に付足煙筒

ニて歩取しとを古人の語りぬ（此足軽ハ古田角之助とそ）
○西野久五右衛門ハえしめ福岡松右衛門ト云
之由
心光院様御代大目附勤役御私本行之タリ（改名之事）
（ハ本姓之より名ヲ云）先祖ハ定府ニて在しり
安政様御代傍輩の何某小屋へ来りて及口論福
岡を討果しく立退く時福岡の草履取後り着て
てありしか二階より飛下り歩行追かけ小野前にて
て主人の敵を討留けり福岡ハ一子も無りしか
れハ西之此家来何某を名跡として知行給り
福岡久五右衛門との名衆りしと古人の物語り